交通機関のストライキ及び台風等に伴う営業(休業)の取り扱い

交通機関のストライキ・台風等に伴う生協店舗の営業(休業)の取り扱いは、以下のとおりと します。

※関西大学「交通機関のストライキ及び台風等に伴う休業等に関する内規」に準じます。

- 1 交通機関のストライキ及び台風等に伴う休業等(営業時間の短縮及び休業を含む)の取り扱いは、次のとおりとします。特別警報は、暴風警報と同様に取り扱います。
- (1) 午前 6 時までに交通機関のストライキが終了又は暴風警報が解除されたときは、 平常どおりの営業を行います。
- (2) 午前 10 時までに交通機関のストライキが終了又は暴風警報が解除されたときは、 12 時頃を目処に随時営業を行います。(一部の店舗は、休業となる場合があります)
- (3) 午前 10 時現在でも交通機関のストライキが終了又は暴風警報が解除されないときは、全店休業とします。
- 2 交通機関のストライキによる休業は、次のとおりとします。
- (1) 千里山キャンパス
 - 阪急電鉄の運行が停止しているとき。
 - · JR 西日本及び大阪市営交通の両者の運行が停止しているとき。
- (2) 高槻キャンパス
 - 阪急電鉄の運行が停止しているとき。
 - JR 西日本の運行が停止しているとき。
 - 高槻市営バスの運行が停止しているとき。
- 3 暴風警報又は特別警報発令による休業は、大阪府の市町村のいずれかに発令されたときとします。授業時間中に暴風警報又は特別警報が発令されたときは、授業の中止に合わせて休業とします。
- 4 特別な状況に応じて、大学からの指示により休業する場合があります。

2014年10月

関西大学生活協同組合